

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

兵庫労働局一般公示第 16 号

兵庫地方最低賃金審議会は、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、兵庫県の区域内で塗料製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 4 年 9 月 5 日までに、兵庫地方最低賃金審議会（〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号 神戸クリスタルタワー16 階 兵庫労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 4 年 8 月 19 日

兵庫労働局長 鈴木 一 光